

---

# 第2節 人権啓発

---

## 1 堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例（人権部 人権企画調整課）

市の責務や市民の役割を明らかにし、人権施策の基本となる事項を定め、平和と人権を尊重するまちづくりの実現をめざす。（平成19年1月1日施行）

- （1）市の責務
- （2）市民の役割
- （3）事業の推進
- （4）堺市人権施策推進計画の策定
- （5）堺市人権施策推進審議会の設置

## 2 自由都市・堺 平和貢献賞（人権部 人権推進課）

国際的な平和貢献活動を行った団体を顕彰し、国内外に平和の大切さを発信するとともに、市民をはじめ多くの人に国際貢献や国際協力に対する理解や認識を深めてもらうことを目的に創設。（平成19年度創設）

### （1）顕彰の対象

日本国内に主たる事務所を有しており、その活動が国際平和の実現及び維持に貢献し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与していると認められる、本市と深いつながりのある団体。

### （2）選考方法

国内の学識経験者、有識者、大学、研究機関等に候補団体の推薦を依頼。推薦された候補団体を有識者で構成された選考委員会に諮り、その意見を踏まえ、市長が授賞団体を決定。



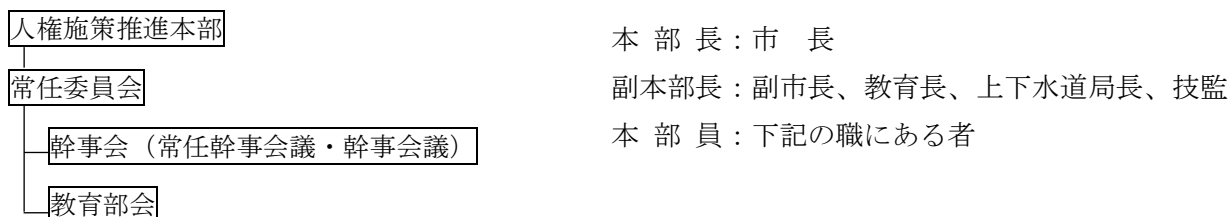
自由都市・堺 平和貢献賞シンボルマーク

### 3 人権施策推進本部（人権部 人権企画調整課、学校教育部 人権教育課）

#### 所 掌 事 務

- ・市の人権施策に関する基本的な事項に関すること
- ・市の各部局の行う人権施策推進事業についての連絡及び調整に関すること
- ・堺市人権教育推進協議会との連絡及び調整に関すること
- ・その他、本部長が必要と認める事項に関すること

#### 組 織 図



#### 記

市長公室長	環境局長	南区長
政策調整監	健康福祉局長	北区長
危機管理監	子ども青少年局長	美原区長
市政改革監	産業振興局長	消防局長
ICTイノベーション推進監	建築都市局長	上下水道局次長
泉北ニューデザイン推進監	建設局長	教育次長
総務局長	堺区長	教育監
財政局長	中区長	人事委員会事務局長
市民人権局長	東区長	議会事務局長
文化観光局長	西区長	(令和3年4月1日現在)

### 4 人権啓発活動

#### (1) 市民に対する啓発

- ① 広報紙等による啓発（人権部 人権企画調整課、人権推進課、学校教育部 人権教育課、広報戦略部 広報課）

「広報さかい」では、市民が全ての人権問題について考えるきっかけをつくるとともに、家庭や職場で話し合えるように、人権問題についての小・中学生の作文を毎月掲載している。併せて、人権啓発事業の紹介・案内などを継続的に行っている。

- ② 講演会、その他講座による啓発（人権部 人権推進課）

全ての人権問題の解決にむけて、市民の人権意識の向上を図り、差別のない人権尊重社会を実現するため、さまざまな人権課題をテーマに講演会等を実施している。

- ③ 映像等による啓発（人権部 人権企画調整課、人権推進課、広報戦略部 広報課）

人権が尊重される社会の実現に向け、堺市の取り組みの紹介などを通じ人権問題の解決を訴える映像作品を制作し、発信している。YouTubeでの配信のほか、図書館等での貸出しや、

市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナー等で視聴することもできる。また、感性に訴える啓発として、視聴覚器材（ビデオ等）を整備し人権啓発に努めている。

④ **パネル展示等による啓発**（人権部 人権推進課）

全ての人の人権が尊重され、平和で差別のない、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、平和と人権の大切さへの理解を深めるために、毎年8月頃に「平和と人権展」を開催している。

⑤ **憲法週間、人権週間における啓発**（人権部 人権推進課）

憲法週間及び人権週間では、映画上映会や、市の施設でのパネル展・懸垂幕・立看板・ポスターの掲出、市内各駅へのポスター掲示依頼、堺市大小路線に設置の街路灯に人権標語吊幕の掲示などのほか、人権擁護委員による特設人権相談窓口を開設している。

⑥ **啓発標語塔による啓発**（人権部 人権企画調整課）

人権啓発標語及び、「人権擁護宣言都市」「非核平和宣言都市」と記した啓発標語塔を市の主要な施設・駅前等に設置している。

⑦ **人権意識調査結果の活用**（人権部 人権企画調整課）

人権問題に関する市民意識がどのように推移しているか分析し、今後の人権施策の課題と方向性を明らかにするため、おおむね5年に1回、人権意識調査を実施し、この調査結果をもとにして人権施策を推進している。

⑧ **堺市パートナーシップ宣誓制度の実施**（人権部 人権企画調整課）

性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちをめざして、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的少数者（LGBTQなど）の方に対して、市が宣誓書受領証を交付している。

(2) **企業に対する啓発**（人権部 人権推進課）

同和問題をはじめ多くの人権問題の課題である就職の機会均等の保障等を目的として、堺市人権教育推進協議会企業部会、堺公共職業安定所、堺労働基準監督署などとの連携のもとに、市内の事業所に対し、講演会、DVD、冊子等（人権に関するもの）による啓発事業を行っている。

(3) **職員に対する啓発**

① **行政職員に対する啓発**（人権部 人権企画調整課、人権推進課、人事部 人材開発課）

新規採用職員研修、新任役職者研修等においてカリキュラムに組み入れるとともに、部落解放・人権大学講座への派遣研修等を通じて、人権問題についての指導者養成を行っている。また、他の団体や組織が実施する研修会や講座などに職員を派遣している。

各所属において、人権担当者（原則として係長級職員）を置き、職員個人の人権意識の向上と、市の施策を人権の視点に立って実施することを目的に人権担当者研修を実施している。また、各職場の人権意識の向上に向け、人権担当者が中心となって職場研修も実施している。

② 教職員に対する啓発（人権教育部 人権教育課）

第21章21-6頁「(2) 教職員に対する研修」参照

(4) 平和と人権資料館（フェニックス・ミュージアム）

本資料館は、本市の人権擁護都市宣言、市議会の非核平和都市宣言に関する決議の趣旨を生かし、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、そしてお互いの人権や地球環境を守ることの大切さを訴え、次世代に伝えていく施設である。平和と人権に関する資料を収集し、整理し、保存、展示して市民等の利用に供し、平和と人権について啓発している。また、平成18年4月には、展示内容の充実を図り内容も新たに「いのちの大切さ」を展示のテーマに“こころにひびくミュージアム”としてリニューアルした。

施設の概要

所在地	中区深井清水町1426 教育文化センター内
電話番号	270-8150
ホームページ	<a href="https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/jinken/heiwa-jinkenshiryokan/index.html">https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/jinken/heiwa-jinkenshiryokan/index.html</a>
延床面積	472㎡
展示面積	325㎡
開設年月日	平成6年7月1日
休館日	月曜日、(祝休日のときは火曜日も)、 祝休日(日曜日のときは開館し、 火曜日休館)、年末年始、 館内整理日(6月30日、9月30日 1月4日、3月31日<月曜日のときは 火曜日>)



平和と人権資料館

## 5 市民組織が行う啓発活動

### (1) 堺市人権教育推進協議会

#### ① 趣旨

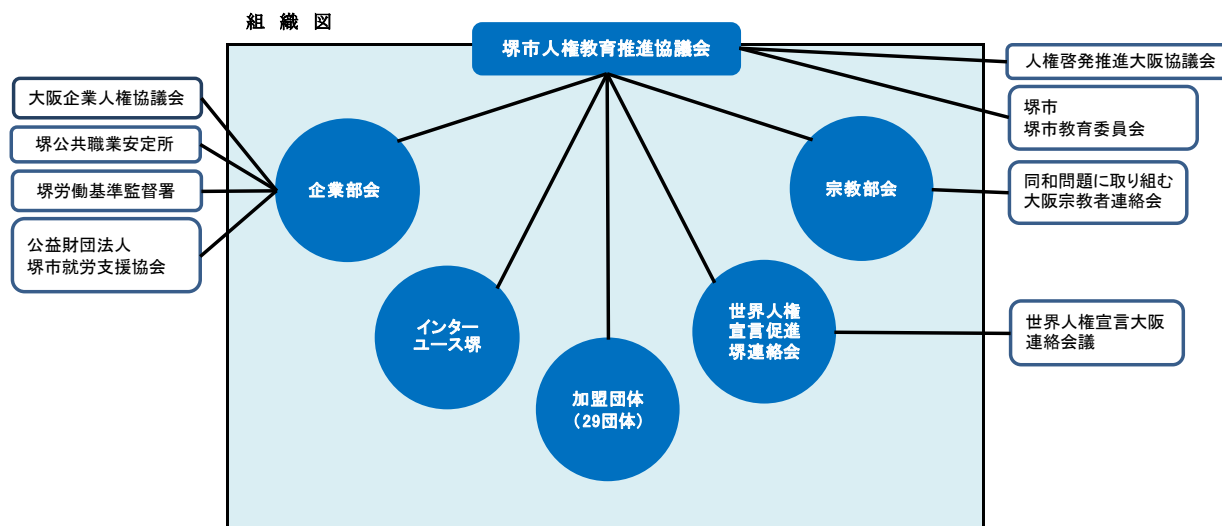
昭和23（1948）年に国連総会において採択された「世界人権宣言」の内容を具体化し、これに法的拘束力を持たせ、国際的な基準で人権を尊重・擁護するため、国連で採択された『国際人権規約』が多くの国で批准された。

こうした国際的な流れと国内における国民の人権意識の高まりの中で、堺市においても、市民レベルで人権問題の幅広い取り組みを進める気運がもりあがり、これまでの堺市同和教育推進協議会を改組、発展させ、昭和54（1979）年に堺市人権教育推進協議会（以下、人権協という）が発足した。

#### ② 目的

基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、市民の人権意識の高揚と確立を図るため、さまざまな啓発活動を推進している。

#### ③ 組織図



#### ④ 重点活動

ア 今なお多くの人権課題が存在していることに鑑み、人権意識の向上と人権が尊重される社会の実現に向け、堺市や関係団体などと連携・協力して幅広い人権教育・啓発活動を推進する。

イ 差別・人権侵害の実態をふまえ、市民への啓発活動をより推進していくため、堺市の人権施策の方向性もふまえながら人権協活動の充実を図り、さらなる組織の活性化に努める。

ウ 人権課題の解決のためには、それぞれが人権問題・差別問題を自分自身の問題としてとらえ、正しい知識を身につけ、正しく理解し、偏見などに惑わされることなく、お互いを尊重する意識をもち行動していくことが大切である。そのために、今日の差別・人権侵害の実態をふまえた研修を積極的に推進していき、同和問題・女性の人権・高齢者の人権・

外国人の人権・障がい者の人権・子どもの人権・いじめ問題・環境問題等をテーマとした、学習会の開催をめざす。

エ 堺市が制定した「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」は、市民と一体となって個々の人間が大切にされる平和と人権を尊重するまちづくりを推進するものであり、また、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」は、市民がその個性と能力を十分に発揮し、「ひとが輝く市民主体の堺」を築くためのものである。これらの条例を平和施策と人権施策を推進していく両輪として、その理念や内容の普及・啓発を市民レベルで推し進める。

オ 身元を調査することや同和地区の所在を調べることは、差別することであり人権の侵害であることを確認し、人権尊重に向けた対応を図っていくとともに、同和問題に対する偏見、忌避などの差別意識を悪用し啓発活動の阻害要因となるえせ同和行為の撤廃に努める。また、人権問題の解決に向けて、全ての差別行為を規制する法令整備に関する情報の収集を行っていく。

#### ⑤ 主な事業内容

項 目	時 期	対 象 者	概 要
校 区 推 進 委 員 研 修 会	10～11月頃	校 区 推 進 委 員	さまざまな人権問題について、研修を実施。
推 進 委 員 全 体 研 修 会	8月中旬	推 進 委 員	各加盟団体推進委員、校区推進代表者、各部 会員及び人権啓発推進委員を対象に研修を実 施。
啓 発 活 動	憲法週間・ 人権週間事業 における 啓発活動	憲法週間 (5月上旬) 人権週間 (12月上旬)	市 民 市とともに啓発ポスターの掲示、各団体等へ の啓発物品の配付による啓発活動等を実施。
	各 区 区 民 まつり参加	随 時	市 民 市民の人権意識の向上を図るため、区民まつ りに参加し、啓発活動を行う。
	“人権協だよ り”発行	2 月	市 民 人権協の活動をより多くの市民に知らせるた め、“人権協だより”を年1回発行。また外国 語版を市政情報センターおよび各区役所市政 情報コーナーに配架。
	各種啓発用 冊子等の作成	随 時	市 民 啓発用懸垂幕・横断幕・看板、啓発チラシ、 冊子等を作成。

(次頁に続く)

(前頁の続き)

項 目	時 期	対 象 者	概 要
各 種 研 究 会 交 流 会 に 参 加	随 時	推 進 委 員	人権啓発推進大阪協議会（愛ネット大阪）、大阪企業人権協議会、府人権協会、部落解放・人権研究所等が主催する研修会、講演会、集会等に参加。
人 権 を 守 る 市 民 の つ ど い	12月	推 進 委 員 及 び 市 民	人権週間の行事として推進委員及び市民参加のつどいを実施。
わたしからの人権 メ ッ セ ー ジ	募集 7～9月 発表12月	市民及び市内 在勤・在学の方	広く市民から人権問題に関する体験や考えを募集し、その中から特選作品を発表。
企 業 部 会 活 動	随 時	企 業 部 会 員	総会を含め年2回の全体研修会と企業トップ人権啓発研修会、ブロック別研修会、各企業での研修会等を実施。（昭57(1982)．2設立）
宗 教 部 会 活 動	随 時	宗 教 部 会 員	総会を含め年2回の全体研修会と宗派別での研修会を実施。（昭58(1983)．9設立）
イ ン タ ー ユ ー ス 堺 活 動	随 時	イ ン タ ー ユ ー ス 堺 会 員	人権啓発活動・交流活動・社会貢献活動など社会参加の場を青年に提供することで人権意識と国際感覚を身につけた青年を育成。
世 界 人 権 宣 言 促 進 堺 連 絡 会 活 動	憲法週間 (5月上旬) 人権週間 (12月上旬)	市 民	平和と人権尊重の機運を盛り上げ、世界人権宣言の精神の普及と実現に向け、憲法週間や人権週間に啓発事業を実施。
	市民のつどい (7月)		堺大空襲があった7月に「平和と人権を考える市民のつどい」を開催。